

※1 家計基準 (収入・所得限度目安)

基準となる金額は所得の種類、世帯の構成員により一概に言うことはできません。

世帯構成	給与収入の場合 総収入金額(控除前の額)	事業所得の場合 総所得金額
① 4人世帯 [父(所得者)・母(無職)・本学学生(自宅外通学)・公立高校生(自宅通学)]の場合	550万円程度	330万円程度
② 5人世帯 [①の4人世帯 + 公立中学生(自宅通学)]の場合	620万円程度	370万円程度
③ 5人世帯 [①の4人世帯 + 私立大学生(自宅外通学)]の場合	760万円程度	500万円程度

※2 学力基準

【学部生】

- ・新入生(編入学生を含む)の入学期における学力基準は、本学入学試験の合格をもって、基準該当者とします
- ・入学期の次学期以降については、
 - (ア) 平成26年度以降入学者(平成27年度以前の編入学生を除く)：累積GPA値により判定します
 - (イ) 平成25年度以前入学者(平成27年度以前の編入学生を含む)：履修登録した科目の評点を下記表のGPに置き換え、算出した累積GPA値により判定します

《GP (Grade Point) とは》

標語	評点	GP
秀 (S)	90-100	4
優 (A)	80-89	3.33
良 (B)	70-79	2.67
可 (C)	60-69	2
不可 (D)	50-59	1
不可 (F)	0-49	0

《累積GPA (Grade Point Average) 値とは》

$$\text{累積GPA値} = \frac{[\text{履修登録した科目の単位数} \times \text{当該科目のGP}] \text{の合計}}{\text{履修登録した科目の単位数(不可を含む・不受講は含めず)合計}}$$

(ア)・(イ) とともに、累積GPA値が2.40以上の者を基準該当者とします

【大学院生】

- ・新入生の入学期における学力基準は、本学入学試験の合格をもって、基準該当者とします
- ・入学期の次学期以降については、修得科目の評定平均値が2.0以上の者を基準該当者とします(法科大学院においては1.8以上)
 - (「秀」「優」3.0, 「良」2.0, 「可」1.0)

《評定平均値の計算方法》 ※修得単位数、評定平均値は通算

$$\frac{(\text{秀} \cdot \text{優の修得単位数} \times 3) + (\text{良の修得単位数} \times 2) + (\text{可の修得単位数} \times 1)}{\text{総修得単位数}} \geq 2.0$$

【学部生・大学院生共通】

- 場合によっては、上記の学力基準を緩和し免除の対象とすることがあります。
- 修業年限を超えて在学する場合、留年している場合又は修得単位数が各学部で定める標準修得単位数(科目)を満たさない場合は、免除の対象外となります。ただしその事情が、留学や病気等々を得ないと認められる場合は、対象となる場合があります。